

しょうがちゃん・ありがとう駅のセンベちゃん着ぐるみの貸出規程

（趣旨）

第1条 この規程は、しょうがちゃん・ありがとう駅のセンベちゃんの着ぐるみ（以下、「着ぐるみ」）の使用に関し、必要な事項を定める。

（貸出対象事業及び対象者）

第2条 着ぐるみの貸出対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）貸し出しの対象とする事業は、各種イベント、行事など、着ぐるみが広く見学者の目に触れることにより、南国市のPR効果が期待できる事業とし、当該事業で使用する場合に限り貸し出しを行う。

（2）貸し出しの対象は、各種団体・企業とし、原則として個人への貸し出しは行わない。

（着ぐるみの保管及び貸し出し）

第3条 着ぐるみの保管及び貸し出しは商工観光課（以下、「管理者」）が行うものとする。

（申請及び許可）

第4条 着ぐるみの使用を希望するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、記載内容を確認し、貸し出しの可否を通知するものとする。

3 管理者は、使用条件を付することができる。

（貸出の制限）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は着ぐるみの使用を承認しないものとする。

（1）南国市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

（2）着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

（3）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

（4）個人、政治、宗教等特定の目的の使用と認められるとき。

（5）その他、着ぐるみの使用が適当でないと認められるとき。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）申請書に記載した目的以外に着ぐるみを使用してはならない。

（2）第三者に使用させてはならない。

（3）着ぐるみ返却時または返却後、使用状況がわかる写真と一緒に着ぐるみ使用報告書

(様式第2号)を提出すること。

(4) 着ぐるみ使用中及び使用後については注意事項及び返却の手順(別紙)に従うこと。

(5) その他、管理者が付した条件に従って使用すること。

(許可の取消)

第7条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その許可を取り消すともに、以後の使用は許可しない。この場合、使用者に損害が生じても、南国市はその責めを負わない。

(貸出料)

第8条 貸出料は、無料とする。

(原状復帰)

第9条 使用期間中に、着ぐるみを汚損した場合、使用者の責任と負担により、原状に復さなければならない、紛失の場合は、弁償とする。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要事項は、南国市が別に定める。

附 則

この規定は、令和7年5月20日から施行する。